

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (二五七)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (二五八)

○港湾法施行令の一部を改正する政令 (二五九)

〔府 令〕

○警察法施行規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府七〇)

〔省 令〕

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令 (厚生労働一四六)

〔告 示〕

○総合特別区域計画を認定した件 (内閣府二七二、二七五)

○総合特別区域計画の変更を認定した件 (同二七六、二七九)

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件 (法務四三九)

○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件 (同四四〇)

○保安林の指定をする件 (農林水産二二九六、二二九八)

○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件 (国土交通一一三三)

○砂防法第二条の土地を指定する件 (同一一三六)

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件 (同一一三七、一一三八)

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件 (同一一三九)

○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習機関の登録事項の変更の件 (同一一四〇)

○道路に関する件 (関東地方整備局三七二)

○浄化槽の型式の認定を更新した件 (同二七三)

○浄化槽の型式を認定した件 (同三七四)

○都市計画に関する件 (中部地方整備局一八三)

○道路に関する件 (同一八四、一八五)

〔人事異動〕
内閣 法務省 防衛省

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔公 告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金変更、企業年金基金清算人就任関係

地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (政令第二五七号) (警察庁)
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第五三三号) の施行期日は、平成二十四年十月三〇日とする。こととした。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (政令第二五八号) (警察庁)
1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令等の一部改正
(一) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (以下「法」という。) 第一五条の三第三項第三号の政令で定める行為は、対立指定暴力団員の縄張内での営業を営む者に対し、自己の所属する指定暴力団等の威力を示す行為とすることとした。(第二条関係)
(二) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正
銃砲の所持許可の欠格事由となる凶悪な罪として法第四六条第二号 (同法第一五条の三第一項第三号に係る部分に限る。) に規定する罪等を追加することとした。(第二条関係)
(三) その他の関係政令について、所要の改正を行うこととした。

2 この政令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十四年十月三〇日) から施行することとした。

○港湾法施行令の一部を改正する政令 (政令第二五九号) (国土交通省)
1 石巻港及び松島港を国際拠点港湾として定められている仙台塩釜港に統合し、同港の名称を仙台湾港に改めることとした。(本則関係)
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令 (厚生労働一四六)

○総合特別区域計画を認定した件 (内閣府二七二、二七五)

港湾法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年十月十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百五十九号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。
別表第一宮城の項を次のように改める。

宮	仙台湾	雄勝
---	-----	----

附則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣 羽田雄一郎
内閣総理大臣 野田 佳彦

府 令

○内閣府令第七十号

警察法（昭和二十九年法律第六十二号）及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年十月十七日

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「第三十二条の二及び第三十二条の三」を「第三十二条の三及び第三十二条の四」に改める。

附則

この府令は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十二号）の施行の日（平成二十四年十月三十日）から施行する。

省 令

○厚生労働省令第四百十六号

薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月十七日

厚生労働大臣 三井 辨雄

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七十四号を第九十一号とし、第七十三号を第九十号とし、第七十二号を第八十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八十八 二一（四一ヨードー二・五一ジメトキシフェニル）ーNー（二一メトキシペンシル）エタ

ンアミン及びその塩類
八十九 （二一ヨードフェニル）ー（二一ペンチル）ーHーインドールー三ーイル（メタノン及びその

塩類
第一条中第七十一号を第八十六号とし、第六十六号から第七十号までを十五号ずつ繰り下げ、第六

十五号を第七十九号とし、同号の次に次の一号を加える。
八十 （二一メトキシフェニル）ー（二一ペンチル）ーHーインドールー三ーイル（メタノン及びその

塩類
第一条中第六十四号を第七十八号とし、第五十八号から第六十三号までを十四号ずつ繰り下げ、第

五十七号を第七十号とし、同号の次に次の一号を加える。
七十一 一（三・四一メチレンジオキシフェニル）ー二（ピロリジン）ーイル（ブタン）ー

オン及びその塩類
第一条中第五十六号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十九 （二一メチル）ー（二一ペンチル）ーHーインドールー三ーイル（ナフタレン）ーイル（メ

タノン及びその塩類
第一条中第五十五号を第六十七号とし、第五十四号を第六十四号とし、同号の次に次の二号を加え

る。
六十五 一（四一メチルフェニル）ー二（ピロリジン）ーイル（プロパン）ーオン及びそ

の塩類
六十六 一（四一メチルフェニル）プロパン）ーニアミン及びその塩類
第一条中第五十三号を第六十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十三 （四一メチルナフタレン）ーイル（二一ペンチル）ー（四一エン）ーイル（Hーイン

ドル）ー三ーイル（メタノン及びその塩類
第二条中第五十二号を第六十一号とし、第五十一号を第五十九号とし、同号の次に次の一号を加え

る。
六十二 一（メチルアミ）ー（二一フェニル）ブタン）ーオン及びその塩類
第一条中第五十号を第五十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十八 （二一ペンチル）ーHーインドールー三ーイル（四一プロピルナフタレン）ーイル（メ

タノン及びその塩類
第一条中第四十九号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六 二（ペンシルアミ）ー（三・四一メチレンジオキシフェニル）プロパン）ーオン及

びその塩類
第一条中第四十八号を第五十四号とし、第四十七号を第五十二号とし、同号の次に次の一号を加え

る。
五十三 一（五一フルオロペンチル）ー（二一Hーインドール）ー三ーイル（四一メチルナフタレン）

ーイル（メタノン及びその塩類
第一条中第四十六号を第五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十一 一（五一フルオロペンチル）ー（二一Hーインドール）ー三ーイル（二・二・三・三）ーテ

ラメチルシクロプロパン）ーイル（メタノン及びその塩類
第一条中第四十五号を第四十九号とし、第四十号から第四十四号までを四号ずつ繰り下げ、第三十

九号を第四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。
四十三 一（フェニル）ー（二一ピロリジン）ーイル（ペンタン）ーオン及びその塩類

第一条中第三十八号を第四十一号とし、第三十七号を第三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。
四十 五「三」(一)ナフトイル)ーHーインドルーイル)ペンタンニトリル及びその塩類
第一条中第三十六号を第三十八号とし、第三十三号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、第三十二号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。
三十四 (一)ニ・三・三ーテトラメチルシクロプロパンーイル)ーペンチルーーHーインドルーイル)メタンン及びその塩類
第一条中第三十一号を第三十二号とし、第二十五号から第三十号までを二号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。
二十五 (四)クロロナフタレンーイル)ーペンチルーーHーインドルーイル)メタンン及びその塩類
附則
この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

告示 示

○内閣府告示第二百七十二号
総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年九月二十日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年十月十七日
内閣総理大臣 野田 佳彦
一 地域活性化総合特別区域計画の作成主体 秋田県
二 地域活性化総合特別区域の名称 レアメタル等リサイクル資源特区
三 当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業 地域活性化総合特区支援貸付事業
○内閣府告示第二百七十三号
総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年九月二十日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年十月十七日
内閣総理大臣 野田 佳彦
一 地域活性化総合特別区域計画の作成主体 山県
二 地域活性化総合特別区域の名称 環境観光モデル都市づくり推進特区
三 当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業 地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百七十四号
総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年九月二十日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年十月十七日
内閣総理大臣 野田 佳彦
一 地域活性化総合特別区域計画の作成主体 岡山県
二 地域活性化総合特別区域の名称 ハイパー&グリーンイノベーション水島コンビナート総合特区
三 当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業 地域活性化総合特区支援貸付事業
○内閣府告示第二百七十五号
総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年九月二十日付けで地域活性化総合特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年十月十七日
内閣総理大臣 野田 佳彦
一 地域活性化総合特別区域計画の作成主体 広島県
二 地域活性化総合特別区域の名称 アジアヘッドクォーター特区
三 当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業 国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百七十六号
総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百四十九号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年九月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年十月十七日
内閣総理大臣 野田 佳彦
一 国際戦略総合特別区域計画の作成主体 北海道
二 国際戦略総合特別区域の名称 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区
三 当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業 国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業
○内閣府告示第二百七十七号
総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百四十八号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年九月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年十月十七日
内閣総理大臣 野田 佳彦
一 国際戦略総合特別区域計画の作成主体 東京都
二 国際戦略総合特別区域の名称 アジアヘッドクォーター特区
三 当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業 国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第二百七十八号
総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百五十四号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年九月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年十月十七日
内閣総理大臣 野田 佳彦
一 国際戦略総合特別区域計画の作成主体 京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県及び神戸市
二 国際戦略総合特別区域の名称 関西イノベーション国際戦略総合特区
三 当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業 国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業
○内閣府告示第二百七十九号
総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百五十五号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年九月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年十月十七日
内閣総理大臣 野田 佳彦
一 国際戦略総合特別区域計画の作成主体 福岡県、北九州市及び福岡市
二 国際戦略総合特別区域の名称 グリーンアジア国際戦略総合特区
三 当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業 国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業
○法務省告示第四百二十九号
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。
平成二十四年十月十七日
法務大臣 田中 廣秋
氏名 ジェームズ・アンドリュース・ジュニア
生年月日 千九百八十三年十一月二十六日
国籍 連合王国

○内閣府告示第二百七十九号
総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百五十五号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十四年九月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。
平成二十四年十月十七日
内閣総理大臣 野田 佳彦
一 国際戦略総合特別区域計画の作成主体 福岡県、北九州市及び福岡市
二 国際戦略総合特別区域の名称 グリーンアジア国際戦略総合特区
三 当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業 国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業
○法務省告示第四百二十九号
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。
平成二十四年十月十七日
法務大臣 田中 廣秋
氏名 ジェームズ・アンドリュース・ジュニア
生年月日 千九百八十三年十一月二十六日
国籍 連合王国